

訴える高木弁護士(熊本)  
隣は大賀弁護士(北海道)

## 長洲事件上告受理を求めて、最高裁へ3回目の要請行動 『このような判決を後世に残してはいけない』 日本の未来に明かりを灯すたたかい！

2月26日(水)3回目となる最高裁への要請行動を行いました。今回の要請は、これまでの署名運動の到達も背景にしながら、「上告受理申し立ての補充書」を2種類提出。それぞれに専門家として丸谷浩介教授(九大・法学)、木下武徳教授(立教・社会福祉学)の意見書を添付しています。署名は総計48,460筆提出しました。



### 長洲(ながす)事件とは ~おさらい

熊本県長洲町が、生保申請に際して、祖父母と同居していた孫の准看学校入学を機に祖父母と孫を世帯分離したうえで祖父母の保護を決定。ところが、正看護師を目指していた孫が准看資格を得た段階で、収入が増えたとして世帯分離を解除し保護を廃止してしまいます。生活がままならなくなった祖父母は、地裁に提訴し勝訴しましたが、熊本県知事が控訴し福岡高裁で、まさかの逆転敗訴。現在、最高裁に上告し、その受理を求めてたたかっています。

熊本・神奈川・東京民医連からも、支援に駆けつけていただき発言していただきました。



### 問題点その1 世帯分離した者の収入は無関係

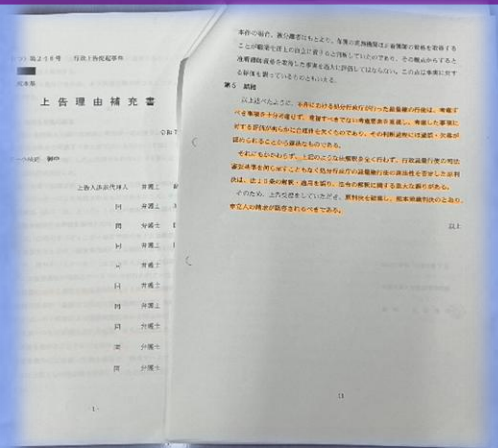
長洲町は、孫が正看護師の資格を取得する事が、世帯の自立に効果的であると認定し、孫を生活保護から外し(世帯分離して)、祖父母の保護を決定。外された孫は、自ら生計を維持し学費も稼がなければなりません。その収入を調査して祖父母の扶養義務を強要し、祖父母の保護を廃止してしまった行政の裁量は前例の無いものです。『生活保護手帳別冊問答集』でも、「世帯分離の結果、被保護者でなくなったもの」の資産などについては「規制が及ばない」と明示されています。  
福岡高裁の判決を前例とすることは、生保行政全体に悪影響を与える許されない判例で、最高裁での憲法に即した判断が求められています。

### 世帯分離って??

◎生活保護は世帯単位で認定されますが、生活保護世帯の子どもは高校を卒業したあとの進学は認められず、進学希望者は生活保護世帯から分離(世帯分離)されて、生活費と学費を自力で稼がなくてはなりません。

### 問題点その2 最低生活保障と自立助長に逆行

孫は、幼少期からの多難を乗り越え、ようやく看護師になるという希望を見出して働きながら学び、学びながら働いていました。ところが担当ケースワーカーは、孫の修学費用・修学期間を無視して、本来必要のない収入資料の提出を再三にわたり求め、ドアを30分に渡り叩き続けるなどして、祖父母への援助を強要。結果、孫は心に傷を負い、一年間休学してしまいます。自立助長とは真逆の状況に追い込まれたのです。保護を廃止された祖父母は重篤な疾患の治療も断念せざるを得ないほど、生活困窮に陥ります。  
福祉事務所による世帯分離解除と保護廃止は、若者の未来を奪い、大病にある人の生存権を著しく侵害するものです。



◎原告勝訴とした熊本地裁が「長期的・俯瞰的な視点からすれば、平成29年2月の世帯分離解除の時点において、世帯分離を継続することが孫及び原告夫婦の経済的な自立に資する状況にあったことは明らか」としたのは当然です。

高等教育無償化署名・賛同議員は56人になっています。  
立憲30人、共産19人、れ新2人、国民1人、社民1人、沖縄1人、無2人  
◎紹介議員になっていただいた地元議員へ、当該県連で署名を届けていただくようご協力をお願い致します。

